

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 若宮ハートフル 多目的ホール
- 3 出席委員(農業委員13名+推進委員3名)

農業委員(13名)

会長 安部英輔、会長代理 安河内龍一、2番 山本裕啓、3番 武田俊彦、
4番 吉崎康正、5番 森田広富、7番 春田章匡、8番 高崎雅俊、
9番 水上昭和、10番 山本 隆、11番 占部 博、12番 遠藤讓一、
13番 阿部 進

推進委員(3名)

1番 松田隆春、6番 北崎哲之、10番 神谷正幸

4 欠席委員(1名)

6番 塩川和秀

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第15号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 荒牧 裕次
係長 佐野 史晃

主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 5 年度 第 8 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 14 名中 13 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。9 番 水上委員、10 番 山本委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。まず、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1 ページ議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

事件番号 1 番、説明

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 別に問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 申請者の住まいは磯光ですが、耕作されるのですか。

係 長 はい。申請地の隣の田んぼも現に所有されてありますので、今回、取得後、改良して 1 枚田にされると聞いております。

議 長 他にないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議 長 続きますて、事件番号2番につきますて、事務局より説明をお願いします。

係 長

事件番号2番 説明

議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さん本案件についての補足説明、意見があればお願いします。

委 員 問題はありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

委 員 自作面積がこの面積なら、離農ではないのでしょうか。

係 長 まだ畑等の農地が残っておりますので、離農ではありません。

議 長 他にないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきますて、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。

議 長 つづきますて、議案第25号、農地法第5条の規定による許可申請につきますて上程いたします。それでは、事件番号1番につきますて、事務局より説明をお願いします。

係 長

10ページ議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請につきますて11ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

事件番号1番 説明

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見を
お願いいたします。
- 委 員 補足説明はありませんので、よろしく申し上げます。
- 議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件について
の意見をお願いいたします。
- 委 員 ありませんので、よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 今回の議案書の図面の件ですが、差し替えられる前は非常に見づらく、
委員さん方も他の方に説明をされるときに困るわけです。もっと丁寧な
資料の添付をお願いいたします。
- 係 長 今回につきましては、非常にわかりづらい資料を添付しまして申し訳ご
ざいませんでした。今後、わかりやすく図面等の資料添付に努めてまい
りますのでよろしく申し上げます。
- 委 員 団地内の道路に関しては、市に譲渡されるのか。されない場合は、そこ
は田として残るのか。
- 係 長 移管に関しては土地対策課の判断となります。道路幅などケースによっ
て受けるところ、受けないところあると思われれます。詳しい判断基準ま
では把握しておりません。また道路の部分も転用区域ですので、田とし
ては残りません。
- 委 員 団地内道路は、市が管理するということはないと思いますが、確認をし
てください。
- 係 長 はい。確認いたします。
- 委 員 現地確認の際、進入路が3つと言われていたが、どこですか。今、道が

あるのですか。

係 長 今から許可を得て、施工されますので、今はまだありません。

議 長 事務局においては、このような質問が想定されますので、応答できるようになるべく、申請者や関係機関から事情をよく聞き取ってください。

係 長 はい。

委 員 申請地はため池下に位置しますが、ハザードマップなど建築許可は下りるのでしょうか。

係 長 土砂災害に関するがけ条例等は聞いたことがありますが、ため池による水害というのは聞いたことがないです。

議 長 他に無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第 26 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

係 長 22 ページ議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定につきまして、
23 ページをご覧ください。こちらは機構への所有権移転となります。

次に、24 ページをお願いします。

次に、25 ページをお願いします。こちらは機構からの所有権移転となります。

次に 26 ページをお願いいたします。農用地利用権設定等計画一覧表、継続分 1 件になります。

続いて 27 ページをお願いいたします。

農用地利用権設定等計画一覧表、新規分 1 件になります。11 月分、継続、新規、合計 9 筆、面積は 18,505 ㎡となっております。以上でござ

います。

- 議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 　〇〇さんは14,000円で、〇〇さんは無料ということですが、無料というのは年々増えてきていますか。
- 係 長 　増えている傾向にあると思います。〇〇さんが無料というのは、ご兄弟関係だからかと思います。
- 委 員 　では、通常の利用権設定で無料というケースはあまりないということですか。
- 係 長 　そうですね。ただし、管理しづらい場所とか受け手がいない場合、ゼロでもいいから受けてもらえないかというケースもあるようです。
- 委 員 　なぜ無料が増えているか、という状況を深く掘り下げて調べてほしい。後継者不足、米の値段の下落などなどあると思うが、事務局お願いします。私の地元の法人でも麦を作りたいと思っている。排水ができて所有者の方が望む管理方法であれば、検討の余地はあると思います。
- 議 長 　私の地元でもしかり。返したい、困る、誰かいないかというやり取りがなされている。イノシシ、排水不良、狭小田、とても条件が悪い。そのため、無理ということを伝えると、無代でもいいから管理してください。と言われるなどの事例があります。農地を守るのが農業委員会の務めですから。
- 委 員 　それと、農政課にお願いしたいのは、さまざまある補助事業の全てを末端までおろしてきてください。
- 委 員 　今後、中間管理機構を通すことになると思います。
- 委 員 　議案の内容に戻りますが、このご兄弟は、世帯は別ですか。法人等ではないですか。
- 係 長 　ご兄弟は別世帯です。法人ではありません。

議 長 よろしいですか。他に無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3, 報告事項でございます。報告第14号、農地法第18条第6項の合意解約について、次に報告第15号、非農地証明願の届出について、事務局より説明をお願いします。

28ページ、報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、29ページをご覧ください。農地法第18条第6項に係る報告表です。

1番説明

続きまして、30ページ報告第15号 非農地証明願届出につきまして、31ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

報告

議 長 ただ今の事務局からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

委 員 病院の敷地の非農地については、あり得ませんが、今後もこのようなことがないよう指導の方をお願いいたします。

係 長 大体、相続をされるときに判明することが多いようで、こちらも調べてみたら病院の進入路の一角だったということです。

議 長 他によろしいですか。無いようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。

その他の項目

(農地中間管理機構)

- ◎農業者の意見を集約し、機構へ持って上がってほしい。
- ◎機構との勉強会を再度開催してほしい。

(経営所得安定対策)

- ◎田で5年に一度水張りをすることについての回答を説明してほしい。
決定しているなら、水をためる方法を考えないと
職員は現場を見に来てほしい。
 - ⇒ 国の説明によれば、水張りは必要。
期間はひと月程度、時期は稲作の時期
写真を3回撮影、入水時、貯水時、落水時

質問、意見のキャッチボールで、返答はなるべく翌月に返答してください。